

消費生活相談

小田原市市民部暮らし安全課 消費生活担当
(西さがみ連邦共和国消費生活センター) ☎33-1775

◆消費生活相談 消費相談ダイヤル ☎33-1777

消費生活に関する苦情や問合せなどの相談はこちらへ。
【日 時】月曜日～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:00
【場 所】西さがみ連邦共和国消費生活センター(小田原市役所2階)
【対 象】西さがみ連邦共和国圏域(小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町)に在住・在勤・在学の方

契約は慎重に…おやっ!と思ったら早目に消費生活相談へ
かながわ休日消費生活相談 土・日曜日・祝日 10:00～16:00
かながわ夜間消費生活相談 毎週水曜日 16:00～19:00
☎045-314-5586

◆5月は消費者月間

今年は「活かそう 消費者・生産者の視点」を統一標語に消費者問題に関する啓発活動を行います。「西さがみ連邦共和国圏域消費者団体・行政連絡会」を開催します。会議は公開で行います。

【日 時】5月29日(木)13:30～
【場 所】生涯学習センターけやき
【内 容】圏域消費者団体の活動発表や行政との情報交換
【問合せ】消費生活センターへ

◆くらしの豆知識

消費生活センターにはこんな相談が寄せられました。
『中学生の子どもが、親名義のクレジットカードを親に無断でオンラインゲームに利用。最初の登録時に20歳と年齢を偽って登録し、料金の支払いに親のクレジットカードを使い、何回か利用したため高額な請求を受けてしまった。支払うべきか。』という内容でした。センターでは業者と交渉をしましたが、年齢を偽っているため斡旋不調となり、全金額約50万円を支払うことになってしまいました。

未成年者が親の知らないところで様々な消費者被害を受けていることがあります。親が消費生活の知識を持つことで、子どもの被害を未然に防ぐことができます!

消費生活の知識を得るための機会として、センターでは出前による消費生活講座も実施しています。

くわしくは、消費生活センターへ。

安全・安心 まちづくり情報

水質事故防止について

環境課 内線551～553

町では、数年来、河川の水質事故が発生し大量の魚類が死んでいます。

水質事故の原因となる、薬品などの取扱いや管理には充分注意し、不用となった薬品や農薬などを処分する場合、必ずお買い求めになった販売店などにご相談ください。

町では、警察と連携してパトロールを強化しておりますが、不審者を見かけたら、警察又は役場環境課へ通報をお願いします。

住民の皆さん一人一人が、水質事故の防止を心がけ、美しい自然を守りましょう。

わんわんパトロール隊 募集

社会教育課 内線832

犬の散歩を兼ねて、小・中学生の登下校時の安全確保を推進するために、ボランティアとして協力していただける方を募集しています。



【応募資格】町内在住で犬(登録済)を飼っている方

【応募方法】電話でお申し込みください

春の地域安全運動のおしらせ

地域政策課 内線233

春の地域安全運動が、5月25日(日)から5月31日(土)までの7日間、“みんなでつくろう安心のまち”をキャッチフレーズに小田原警察署管内で行われます。

本町でも小田原地方防犯協会湯河原支部及び小田原警察署管内民間防犯指導員湯河原町連絡会の皆さんにより、5月28日(水)午前7時30分から湯河原駅前にて、キャンペーンを行います。

犯罪のない安全な町づくりには、皆さん一人一人の防犯意識と地域の結束が重要です。皆さんのご協力をお願いします。

住宅火災警報器の設置が義務付けられました

消防本部警防課 ☎60-0177

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅の場合は平成18年6月1日から、既存の住宅の場合は、平成23年5月31日までに設置することになりました。

【住宅用火災警報器とは?】

天井や壁に取り付けて、火災の初期段階において煙や熱を自動的に感知して、警報音や音声により知らせる器具です。